



HOPE INC.

第27回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2020年9月25日（金曜日）
午前10時（午前9時30分開場）

開催場所 福岡県福岡市中央区天神2丁目2-20
警固神社 神徳殿 1階 貴徳・東遊

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 取締役報酬額改定の件

目次

株主総会招集ご通知	1
招集ご通知提供書面	
事業報告	2
計算書類	24
監査報告	35
株主総会参考書類	40

証券コード 6195
2020年9月10日

株 主 各 位

福岡県福岡市中央区薬院一丁目14番5号
株 式 会 社 ホ ー プ
代表取締役社長兼CEO 時 津 孝 康

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年9月24日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2020年9月25日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 福岡県福岡市中央区天神2丁目2-20
警固神社 神徳殿 1階 貴徳・東遊
開催場所が昨年と異なりますので、末尾のご案内をご参照のうえ、お間違いないようご注意ください。 |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報告事項 | | 第27期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | | 取締役報酬額改定の件 |

以 上

（お願い） 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.zaigenkakuho.com>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

本定時株主総会における新型コロナウイルス感染症への対応について

株主の皆様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。株主総会当日は、ご自宅でも株主総会の模様をご覧いただけるようインターネット中継を行います。（別紙のご案内をご参照ください）

・株主総会会場において、感染予防のため、間隔をあけた座席配置をおこないます。前年と比べ、大幅に座席数が減少する見込みです。なお、万が一、お座席をご用意できない場合には、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

・会場入り口にて、検温の実施やマスクの着用、アルコール消毒等をお願いする場合がございます。

・株主総会の運営スタッフにおいても、マスク等を装着して対応させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大による社会経済活動の停滞を起因として、急速な悪化が続きました。また、海外経済においても、同様の理由により、世界的な経済活動の停滞への懸念が広がり、依然として先行き不透明な状況にあります。

このような環境の中で、当社は「自治体を通じて人々に新たな価値を提供し、会社及び従業員の成長を追求する」という企業理念のもと、2017年6月期以降を「第二創業期」と捉え、継続的な企業価値の向上を実現すべく、様々な施策を行っております。具体的には、広告事業を「利益創出事業」と位置付け、収益性の向上を主眼に置き、それに伴う組織体制の見直しや規模適正化及び業務効率化への取り組みを実行しております。エネルギー事業におきましては、当社の「成長エンジン」としてさらなる規模拡大と収益性の安定化を推進しており、メディア事業におきましては、「情報の最上流」という立ち位置の確立を目指して、行政マガジン「ジチタイワークス」を主軸とした多面的展開の促進による高付加価値なサービスの拡大を図っております。

この結果、売上高は14,407,904千円（前期比273.0%増）、営業利益は1,020,582千円（同1,072.7%増）、経常利益は1,012,424千円（同961.9%増）、当期純利益は665,005千円（同779.9%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当社は「広告事業」、「エネルギー事業」、「メディア事業」の3区分を報告セグメントとしておりましたが、経営管理区分を一部見直したことにより、当事業年度より「メディア事業」に含めていた一部サービスを、報告セグメントに含まれない「その他」に変更しております。

以下の前事業年度比較については、前事業年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

① 広告事業

広告事業におきましては、自治体から様々な媒体の広告枠を入札により仕入れ民間企業に販売するSR (SMART RESOURCE) サービス、また、主に自治体が住民向けに発行する冊子について、当社が広告枠を募集し、自治体には冊子を無料で協働発行するマチレットを提供しており、事業規模の適正化を推進してまいりました。

当事業年度におきましては、上記の事業規模の適正化に加えて、「(5) 対処すべき課題」①に記載のとおり、収益性改善・向上にも継続的に取り組んでまいりました。これらにより、売上高は前期比で減少したものの、セグメント利益については前期比で増加しており、収益性が大きく改善いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,987,449千円（前期比15.3%減）、セグメント利益は314,176千円（同10.7%増）となりました。

② エネルギー事業

エネルギー事業におきましては、「電気もジェネリック」という新たな価値の提案により、自治体の経費削減を支援していきたいという思いのもと、電力販売事業である新サービス「GENEWAT（ジェネワット）」を推進し、順調に販売額を拡大しております。

当事業年度におきましては、販売規模の拡大に加えて、新型コロナウイルスの影響等を受けて電力需給バランスの崩れによる電力市場卸売価格の下落が続いたことで、セグメント利益は前事業年度を大きく上回りました。

以上の結果、当事業年度における売上高は12,277,425千円（前期比769.6%増）、セグメント利益は1,068,656千円（同1,035.8%増）となりました。

③ メディア事業

メディア事業におきましては、当社が今まで培った自治体とのリレーションを活用し、自治体と民間企業のニーズを繋ぐBtoGマーケティングの積極的な展開や、当社オリジナルのメディアとして、自治体職員の仕事に繋がるヒントやアイデア、事例などを紹介する冊子「ジチタイワークス」の発行を継続的に行っております。

当事業年度におきましては、ジチタイワークスの媒体価値向上に向けた誌面リニューアルを推進し、2020年6月に発行した誌面刷新号が売上を大きく牽引したことに加えて、自治体と民間企業をつなぐことに特化した情報流通プラットフォーム「ジチタイワークス HA×SH」をリリースいたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は133,707千円（前期比30.0%増）、セグメント利益は40,100千円（同263.5%増）となりました。

④その他

その他には、主にマチイロ・マチカゴなど他の報告セグメントに含まれないサービスを含めております。

当事業年度における売上高は9,322千円（前期比2,308.8%増）、セグメント損失は11,643千円（前期はセグメント損失4,568千円）となりました。

(2) 資金調達の状況

当事業年度中に、安定した資金確保のため、金融機関より長期借入金として920,000千円の調達を実施しました。また、100,000千円の私募債を発行しております。

なお、当社は、効率的な運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,803,000千円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約に加えて、500,000千円の保証委託契約を締結しております。これら全ての当座貸越契約及びコミットメントライン契約にかかる当事業年度末における借入実行残高は933,000千円であります。

その他の増資等による資金調達は行っておりません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は、16,240千円となりました。これは、報告セグメントに帰属しない全社資産への投資16,240千円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 24 期 (2017年6月期)	第 25 期 (2018年6月期)	第 26 期 (2019年6月期)	第 27 期 (当事業年度) (2020年6月期)
売 上 高 (千円)	1,774,883	2,269,467	3,862,460	14,407,904
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	34,626	△114,043	95,336	1,012,424
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	17,949	△128,457	75,576	665,005
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	3.22	△23.04	13.55	117.97
総 資 産 (千円)	1,681,038	1,954,244	2,743,990	6,519,583
純 資 産 (千円)	571,789	445,966	527,679	1,259,820
1株当たり純資産額 (円)	102.39	79.31	92.92	208.57

(注) 1. 当社は、2019年12月10日開催の取締役会決議に基づき、2020年1月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) 及び1株当たり純資産額を計算しております。

2. 各事業年度の主な変動要因は次のとおりであります。

第24期……マチレット拡大による売上高の増加に対して、売上原価率の上昇、人件費増による販売管理費の増加が影響したことによるものであります。

第25期……広告事業の拡大による売上高の増加に対して、採用、事業開発、マーケティングへの投資による販売管理費の増加が影響したことによるものであります。

第26期……エネルギー事業の規模拡大による売上高及び売上総利益の増加が影響したことによるものであります。

当事業年度…既述の「(1)事業の経過及びその成果」をご参照ください。

(5) 対処すべき課題

① 広告事業の収益性改善・向上

当社は広告事業を「利益創出事業」と位置付け、より安定した収益事業への転換に向けて、事業規模の適正化に加えて、その収益性を改善・向上することが重要であると考えております。

これを実現するための施策として、SRサービスにおいては、中長期的な収益性の改善を実現するために、戦略的な観点を踏まえ、適切な価格で仕入れを行うことを目的とした応札価格の妥当性の検証とより一層のノウハウの蓄積と業務実態への反映といったP D C Aサイクルの運用を行っております。また、SCサービスにおけるマチレットの一件当たりの収益性を向上させるため、冊子の発行が第4四半期に集中し、販売および制作活動が偏重する傾向を中期的に緩和することで、当該サービスだけでなく事業全体におけるコスト効率化と受注単価の向上に繋げることが課題であると考えております。

② エネルギー事業における収益規模の拡大及び利益確保

当社は、エネルギー事業を当面の「成長エンジン」と位置付け、取引規模の拡大と同時に収益性の安定化を目指しております。そのためには、短中期的には、電力仕入価格の予測の精緻化と、電力市場価格の変動にも対応できるようリスクヘッジプランの実行が重要課題であると考えております。中長期的には、SDGsの目標の一つであるクリーンエネルギーの普及促進という国策を背景に、子会社を設立し、親子間でクリーンエネルギーへの役割分担明確化を行いながら、再生可能エネルギー由来の電力を自治体へ展開することで、さらなる付加価値の創出を行っていくことが重要であると考えております。

③ メディア事業におけるサービスの付加価値及び競争力の向上

当社は、メディア事業を自治体に関する「情報の最上流」と位置付け、自治体と民間との間に存在する「情報の非対称性」の解消を牽引するメディアの制作及びサービスの提供を目指しております。そのためには、ジチタイワークスのブランド価値を高め、自治体と民間を繋ぐメディアとしての地位を確立させることが課題であると認識しております。

これを実現するための施策として、さらなるコンテンツ制作体制、サービス運営体制を充実させるとともに、官民協働を支援するweb上のプラットフォームである「ジチタイワークスHA×SH」の運営推進等多面的な展開を進めてまいります。

④ 新規事業・サービスへの挑戦

当社の行う事業は行政政策や社会的な課題の変化に直接的に影響を受け、誕生・発展してきたと言えます。その中で当社が継続して独自の成長を果たすためには、自治体に特化したサービスを提供するリーディングカンパニーとして、行政政策等自治体を取り巻く環境の変化への機敏な対応を軸に、自治体との取引実績、ノウハウ、営業力の有効活用、ＩＴによる効率的な事業化への取り組み等を行い、自治体の自主財源確保に繋がる新たなサービスを開発していくことが重要であると考えております。

⑤ 優秀な人材の確保及び育成

今後、当社が持続的に成長していくためには、組織において中核的な役割を担う人材の確保と育成が課題であると認識しております。この課題に対処するために、一般的なビジネスリテラシー水準の向上と、経営者候補人材の育成に繋がる教育制度や仕組みの構築に積極的に取り組んでまいります。

⑥ 経営管理体制の強化

事業の成長や業容の拡大に伴い、経営管理体制のさらなる充実・強化が課題であると認識しております。現状、経営の意思決定や社内手続等が適正に行われるようガバナンスの強化に努め、コンプライアンスや適時開示体制を重視した経営管理体制の構築を行っておりますが、安定したサービスを世の中に提供し、企業価値を継続的に向上させるとともに、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように、事業規模に応じた内部統制の整備、強化、見直しや法令遵守の徹底に努めてまいります。

⑦ 資金繰りの改善及び財務体質の強化

当社は、エネルギー事業の拡大により当事業年度より増加している運転資金の確保や、当座の資金需要として生じている営業保証金の差し入れによる支出に対応すべく、エクイティ・ファイナンスとデット・ファイナンスをバランスよく組み合わせながら、これらの資金需要に対する手当てを実施していくことが重要であると考えております。

資金調達手段については、現在も取引金融機関からの当座貸越契約を含む借入金で対応しているものの、エクイティ・ファイナンスを組み合わせることで、事業成長に伴い上昇している財務レバレッジを適切な水準で維持することにより、成長資金を確保するとともに、財務体質の強化に努めてまいります。

⑧ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、当事業年度においては、665,005千円の当期純利益を計上したものの、エネルギー事業の拡大による運転資金の増加や、同事業の営業保証金の支払いが生じたことに伴い、営業キャッシュ・フローのマイナスが継続しており、依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。しかしながら、前事業年度及び当事業年度は当期純利益を計上しており、金融機関の支援が得られていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

⑨ 新型コロナウイルスの事業への影響

今後のわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴う社会経済活動の停滞による影響で、依然として先行き不透明な状態が続くことが懸念されます。当社においては、テレワークの導入や、社内における感染症対策を徹底し、従業員の安全確保及び事業への影響抑止に務めており、今後の事業継続において、支障は生じないものと見込んでおります。業績に大きな影響を与えうるものとしては、電力市場価格の変動性が高いことによる売上原価の変動性がありますが、現在は新型コロナウイルスの影響を受けた社会経済活動の停滞による電力需要の減少により、市場調達価格の推移が例年より低下しているものの、その状況がいつまで続くか不透明な状況であることから、市場調達価格が上昇した場合におけるリスクヘッジを行う等、適宜対策を行ってまいります。

(6) 主要な事業内容

当社は「自治体を通じて人々に新たな価値を提供し、会社及び従業員の成長を追求する」を企業理念に掲げ、「財政難に苦しむ地方自治体向けに新たな自主財源確保を」を合言葉にサービスの提供を行っております。なお、当社は「広告事業」、「エネルギー事業」、「メディア事業」の3区分を報告セグメントとしておりましたが、経営管理区分を一部見直したことにより、当事業年度より「メディア事業」に含めていた一部サービスを、報告セグメントに含まれない「その他」に変更しております。

各セグメントの事業内容は次のとおりであります。

① 広告事業

広告事業では、主に次のサービスを行っております。

イ. SR (SMART RESOURCE) サービス

SRサービスは、自治体が有するホームページ、広報紙、公務員に配られる給与明細、各種封筒等の配布物等、様々な媒体の広告枠を入札により仕入れ民間企業に販売するサービスであり、自治体の自主財源確保の手段の一つとして、既存の遊休スペースの有効活用を支援するという特徴があります。自治体広告市場は、自治体の財政状況が厳しさを増す中で、自治体資産に民間事業者の広告を掲載することで新たな財源を確保し、また、情報発信を通じて市民サービスの向上や地域経済の活性化など、二次的な効果を期待して立ち上がったものと言われております。2004年度に横浜市が全国に先駆けて広告事業の専門組織を立ち上げ、全市的に広告事業を展開し、また、2005年に国の「行政効率化推進計画」に、効率化のための取り組みとして「国の広報印刷物への広告掲載」が追加され、これにより自治体の広告事業への取り組みが拡がりました（注）。しかしながら、従前、自治体が自ら広告枠の販売を行っていた際には、自治体は事務作業や事務コスト等を負担しなければならず、また、自治体にノウハウが少ないために広告枠が売れ残り、想定していた財源を確保できない場合もありました。

同サービスでは、当社が広告枠を一括で仕入れ民間企業への販売を行うため、自治体は事務作業・コスト負担の削減、安定した財源確保が可能となります。また、広告主に対しては、企業ごとのターゲットエリア、ターゲット層にマッチした媒体への広告掲載を提案することで、広告効果という付加価値を提供しております。

（注） 「自治体の収入増加に関する調査研究」（2010年3月 財団法人地方自治研究機構）による。

ロ. SC (SMART CREATION) サービス

SCサービスでは主に、当社と自治体との協働発行という形で、各種分野に特化した住民向け情報冊子について、当社が広告主を募集し、制作した当該情報冊子を自治体に寄贈するサービスを行っており、当該情報冊子を「マチレット」と総称しております。自治体が自費制作する場合、費用の関係からページ数や色数等デザインに制限を受けてしまい、また、事務作業や事務コストの負担の関係から発行できない自治体もあります。同サービスでは、当社がデザイン・制作を無償で行うため、自治体は事務作業やコストの大幅な削減が可能となる他、デザイン性の高い情報冊子の提供が可能となります。また、広告主に対しては、企業のサービス内容、ターゲットエリアやターゲット層にマッチした媒体への広告掲載を提案することで、広告効果という付加価値を提供しております。なお、現在の主な取扱分野は、子育てに関する情報を集約した「子育て情報冊子」、空き家対策に関する情報を集約した「空き家対策冊子」、婚姻届の書き方に関する情報を集約した「婚姻届冊子」、高齢者の終活をサポートする情報を集約した「エンディングノート」、介護に関する情報を集約した「介護保険冊子」となっており、時流・社会的課題や行政施策を背景に分野を特定し、自治体との協働発行に繋げております。

② エネルギー事業

エネルギー事業は、「電気もジェネリック」という新たな価値の提案により、自治体の経費削減を支援していきたいという思いのもと、電力小売サービスであるGENEWAT（ジェネワット）を行っております。

当社は、2018年3月に小売電気事業者登録を行い、電力販売事業に本格参入いたしました。GENEWATにおいては、自治体等の電力需要家に対して電力切替の提案を行い、従前の電気料金よりも低い価格で同品質の電気を供給することを指針としております。

③ メディア事業

メディア事業では、主に当社が今まで広告事業で培った自治体とのリレーションを活用し、次のサービスを行っております。

イ. BtoGマーケティング

BtoGマーケティングは、自治体と民間企業のニーズを繋ぐサービスであり、民間企業における自治体をターゲットにした商品やサービスについて、当社の持つ自治体ネットワークや取引ノウハウを活用し、販売促進に向けたマーケティング支援を行い、これを通じて自治体の各種課題解消に繋げております。

ロ. ジチタイワークス

ジチタイワークスは、当社が全国の市町村及び47都道府県の自治体に対して無償で発行している行政マガジンであり、自治体業務の現場で活用できる事例や、地域をあげて取り組んだ事業まで、様々な事例におけるノウハウを提供することで自治体運営における業務改善に繋げることを目的としております。また、自治体向けに事業を展開したい民間企業に対しては、誌面への広告掲載によって、ターゲットを限定することでリーチ力の高い広告宣伝活動をサポートしております。

ハ. ジチタイワークス HA×SH

ジチタイワークス HA×SHは、当社が株式会社エルテスと業務提携し運営している、自治体と民間企業の情報流通プラットフォームであり、インターネットによる横断的な情報流通の場の構築・提供、さらには活用促進を目的として、当事業年度よりサービスを開始いたしました。自治体は抱えている課題に合わせ民間企業の有益なサービスを検索・閲覧することで、能動的かつ効率的な情報収集が可能となり、自治体職員の生産性が向上することで行政サービスの推進に繋がります。また、民間企業は自社が提供する自治体向けサービスの情報を掲載することで、物理的な訪問の困難さや提案の非効率性にとらわれることなく、より多くの自治体へ周知することが可能となります。

(7) 主要な事業所

名 称	所 在 地
福岡本社	福岡県福岡市

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
146 (18) 名	16名減	30.2歳	3.7年

セ グ メ ン ト の 名 称	従 業 員 数 (人)
広告	104 (10)
エネルギー	12 (3)
メディア	8 (2)
報告セグメント計	124 (15)
その他	1 (0)
全社 (共通)	21 (3)
合計	146 (18)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、() 書きは外書きで臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、派遣社員）は最近1年間の平均雇用者数（1日8時間換算）を記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 の 種 類	借入金残高（千円）
株 式 会 社 福 岡 銀 行	長期借入金及び短期借入金	493,328
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	長 期 借 入 金	236,683
株式会社西日本シティ銀行	長 期 借 入 金	180,002
株 式 会 社 筑 邦 銀 行	長 期 借 入 金	176,669
株 式 会 社 リ そ な 銀 行	短 期 借 入 金	233,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 18,848,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,002,800株（うち自己株式24,960株）
- (3) 当事業年度末の株主数 2,151名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 E . T .	1,340,000株	22.41%
時 津 孝 康	1,293,000	21.62
久 家 昌 起	286,000	4.78
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT A C C T S M I L M F E (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	206,500	3.45
山 口 貴 弘	178,145	2.98
森 新 平	120,800	2.02
松 井 証 券 株 式 会 社	119,000	1.99
中 村 望	110,600	1.85
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT A C C O U N T S M L S C B R D (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	97,500	1.63
	90,200	1.50

- (注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。
2. 持株比率は、自己株式を除く発行済株式総数に対する持株数の割合であります。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付で日本カストディ銀行に商号変更しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

2020年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、これに伴う定款変更により発行可能株式総数を4,712,000株から18,848,000株に変更しております。

発行済株式の総数は、上記株式分割により4,182,600株増加、ストック・オプションによる新株予約権の行使により426,000株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の
内容の概要

当社は、2018年1月17日の取締役会決議に基づき、株式会社ホープ 2018年度第1
回新株予約権を発行いたしました。その内容は次のとおりであります。

銘	柄	株式会社ホープ 2018年度第1回新株予約権
発行決議の日		2018年1月17日
保有者の人数 当社取締役（社外取締役を除く。）		3名
新株予約権の数		1,185個
新株予約権の目的である株式の種類及び数		当社普通株式 474,000株
新株予約権の発行価額		100円
新株予約権の行使時の払込金額		330円
新株予約権の行使期間		2021年10月1日～ 2026年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格 330円 資本組入額 165円
新株予約権の主な行使の条件	①割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも権利行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使価額の70%で行使期間の満期日までに行使しなければならない。 ②上記①の条件に抵触せずに、2018年6月期から2023年6月期までの期の当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）の経常利益が一度でも200百万円を超過した場合のみ、新株予約権を行使することができる。なお、上記の経常利益の判定において、本新株予約権に関する株式報酬費用が計上される場合には、これによる影響を経常利益に足戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。 ③相続人による本新株予約権の行使は認めない。	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の決議による承認を要する。	

(注) 2020年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」については、株式分割後の数値を記載しております。

(2) **当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要**

該当事項はありません。

(3) **その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年6月30日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	時 津 孝 康	CEO エネルギー事業担当
取 締 役	森 新 平	COO メディア事業担当
取 締 役	大 島 研 介	CFO 管理部門担当
取 締 役	田 口 一 成	株式会社ボーダレス・ジャパン代表取締役社長
取 締 役	納 富 貞 嘉	株式会社Fusic代表取締役社長
取 締 役	奥 本 水 穂	株式会社イクリップス代表取締役会長&CEO
常 勤 監 査 役	松 山 孝 明	
監 査 役	河 上 康 洋	河上康洋税理士事務所所長 合同会社河上中小企業診断士事務所代表社員
監 査 役	徳 臣 啓 至 (職名：前田啓至 (司法書士))	大手門司法書士事務所所長

- (注) 1. 取締役田口一成氏、納富貞嘉氏及び奥本水穂氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役松山孝明氏、監査役河上康洋氏及び徳臣啓至氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 監査役河上康洋氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当事業年度中の監査役の異動はありません。
6. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ① 2019年9月26日開催の第26回定時株主総会において、奥本水穂氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
 - ② 2019年9月26日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって、取締役松本真輔氏は任期満了により退任いたしました。
7. 当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役（以下、「非業務執行取締役等」という。）との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、当社と非業務執行取締役等との間で、同規定に基づき賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、非業務執行取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意で重過失がないときに限られます。

(2) 役員報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	91,639	46,039	－	45,600	－	3
監査役 (社外監査役を除く)	－	－	－	－	－	－
社外取締役	3,600	3,600	－	－	－	3
社外監査役	5,400	5,400	－	－	－	3

- (注) 1. 上記には2019年9月26日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名を含んでおります。
2. 社外取締役の支給人員は、無報酬の社外取締役1名を除いております。
3. 取締役の報酬限度額は、2015年9月28日開催の第22回定時株主総会において年額100,000千円以内、監査役の報酬限度額は、2015年9月28日開催の第22回定時株主総会において年額10,000千円以内と決議されております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役田口一成氏は、株式会社ボーダレス・ジャパン代表取締役社長であります。当社と同兼職先との間には重要な取引関係はありません。

社外取締役納富貞嘉氏は、株式会社Fusic代表取締役社長であります。当社と同兼職先との間には重要な取引関係はありません。

社外取締役奥本水穂氏は、株式会社イクリップス代表取締役会長&CEOであります。当社と同兼職先との間には重要な取引関係はありません。

社外監査役河上康洋氏は、河上康洋税理士事務所所長及び合同会社河上中小企業診断士事務所代表社員であります。当社とこれらの兼職先との間には重要な取引関係はありません。

社外監査役徳臣啓至氏は、大手門司法書士事務所所長であります。当社と同兼職先との間には重要な取引関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	田 口 一 成	当事業年度開催の取締役会全15回に出席いたしました。取締役会において、経営者としての豊富な経験を活かして、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	納 富 貞 嘉	当事業年度開催の取締役会全15回に出席いたしました。取締役会において、経営者としての豊富な経験とIT・技術の活用に関する見識を活かして、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	奥 本 水 穂	2019年9月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会11回に出席いたしました。取締役会において、経営者としての豊富な経験を活かして、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役	松 山 孝 明	当事業年度開催の取締役会全15回、監査役会全15回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、常勤監査役として議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	河 上 康 洋	当事業年度開催の取締役会全15回、監査役会全15回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	徳 臣 啓 至	当事業年度開催の取締役会全15回、監査役会全15回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に司法書士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
当社	22,000	—

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針であります。また、監査役会は会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、その基本方針を取締役会において決議しております。当該基本方針の概要は、下記のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務の執行については、監査役会の定める監査方針に従い、監査役監査の対象となる。また、取締役は、他の取締役の法令、定款違反行為を発見した場合、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
 - ・当社は、コンプライアンス体制の基礎として、当社役職員が遵守すべき規範として「コンプライアンス指針」及び「コンプライアンス規程」を定める。
 - ・当社は、取締役会規程を始めとする社内規程を制定、及び必要に応じて改訂し、業務の標準化及び経営秩序の維持を図る。
- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会、取締役会、経営会議その他重要な意思決定に係る情報は、法令及び当社の「文書管理規程」に基づき、適切に保管・管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「危機管理規程」を定め、当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、当社の損失を最小限に抑えとともに早期の原状回復に努める。
 - ・ISO27001の認証を受け、個人情報を含む情報セキュリティ管理に取り組む。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - ・職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織規程、職務権限規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて、専任又は兼任の従業員を置く。

- ⑥ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役は、監査役が取締役会及び経営会議その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、これらの会議に出席できる環境を整備する。
 - ・取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役による違法、または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ⑦ その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
 - ・監査役は、会計監査人及び内部監査担当と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行う。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、適正に機能することを継続的に評価し、必要の都度是正を行う。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制
 - ・「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、役員及び従業員の平素からの対応や事案発生時の組織対応制度を構築する。

(2) 体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保

取締役会については、定例取締役会を14回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。また、当社におけるコンプライアンスに関する意識の向上を図り、コンプライアンスが円滑かつ効果的に実施されるよう「コンプライアンス規程」を定めており、定期的にコンプライアンス委員会を開催しております。

② リスク管理体制

内部監査室にて内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告いたしました。また、「危機管理規程」の周知を引き続き行い、リスク低減に努めております。さらに、ISO27001：2013の認証に係る維持審査を実施し、引き続き不適合がない旨の審査報告を受けました。

③ 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、文書の法定保存期間を守った、文書の保存・管理を行っております。

④ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項

経営管理部スタッフ1名を兼任の監査役補助スタッフとして引き続き設置しており、監査役の職務を補助しております。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行っております。また、社外取締役を含むその他の取締役、内部監査担当その他従業員及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行っております。

⑥ 反社会的勢力排除に向けた体制

「反社会的勢力対策規程」及びその業務マニュアル等、反社会的勢力による当社に対する民事介入暴力が発生した場合の対応を定めており、いかなる場合においても反社会的勢力に対し、金銭その他経済的利益を提供しないべく努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,750,315	流 動 負 債	4,485,152
現金及び預金	1,300,872	買 掛 金	2,747,442
売 掛 金	3,629,445	短 期 借 入 金	433,000
商品及び製品	476,879	1 年 内 返 済 予 定 の	386,952
仕 掛 品	565	長 期 借 入 金	
貯 蔵 品	187	未 払 金	46,155
前 渡 金	269,388	未 払 費 用	187,208
前 払 費 用	15,830	未 払 法 人 税 等	303,616
そ の 他	61,684	前 受 金	61,538
貸 倒 引 当 金	△4,536	預 り 金	4,503
固 定 資 産	769,267	賞 与 引 当 金	15,927
有 形 固 定 資 産	18,349	そ の 他	298,808
建 物	4,433	固 定 負 債	774,610
車 両 運 搬 具	657	社 債	100,000
工具、器具及び備品	13,257	長 期 借 入 金	674,610
無 形 固 定 資 産	80,997	負 債 合 計	5,259,762
ソ フ ト ウ エ ア	37,251	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	43,745	株 主 資 本	1,248,698
投資その他の資産	669,921	資 本 金	315,149
投資有価証券	14,476	資 本 剰 余 金	268,949
破産更生債権等	8,063	資 本 準 備 金	268,949
繰延税金資産	15,334	利 益 剰 余 金	735,427
敷金及び保証金	640,100	そ の 他 利 益 剰 余 金	735,427
そ の 他	9	繰 越 利 益 剰 余 金	735,427
貸 倒 引 当 金	△8,063	自 己 株 式	△70,827
資 産 合 計	6,519,583	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△1,889
		そ の 他 有 価 証 券	△1,889
		評 価 差 額 金	
		新 株 予 約 権	13,011
		純 資 産 合 計	1,259,820
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,519,583

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2019年 7 月 1 日)
(至 2020年 6 月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		14,407,904
売 上 原 価		12,146,393
売 上 総 利 益		2,261,511
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,240,929
営 業 利 益		1,020,582
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10	
受 取 配 当 金	111	
違 約 金 収 入	3,341	
助 成 金 収 入	2,537	
そ の 他	925	6,925
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,941	
支 払 手 数 料	6,591	
株 式 交 付 費	544	
そ の 他	6	15,084
経 常 利 益		1,012,424
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	48,499	48,499
税 引 前 当 期 純 利 益		963,924
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	299,418	
法 人 税 等 調 整 額	△499	298,919
当 期 純 利 益		665,005

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年7月1日)
(至 2020年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計			
当 期 首 残 高	246,945	200,745	200,745	70,421	70,421	△241	517,871	
当 期 変 動 額								
新株の発行（新株予約権の行使）	68,204	68,204	68,204				136,408	
当 期 純 利 益				665,005	665,005		665,005	
自己株式の取得						△70,585	△70,585	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	68,204	68,204	68,204	665,005	665,005	△70,585	730,827	
当 期 末 残 高	315,149	268,949	268,949	735,427	735,427	△70,827	1,248,698	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
当 期 首 残 高	290	290	9,517	527,679
当 期 変 動 額				
新株の発行(新株予約権の行使)				136,408
当 期 純 利 益				665,005
自己株式の取得				△70,585
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,179	△2,179	3,494	1,314
当 期 変 動 額 合 計	△2,179	△2,179	3,494	732,141
当 期 末 残 高	△1,889	△1,889	13,011	1,259,820

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

【重要な会計方針】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年

車両運搬具 5～6

工具、器具及び備品 2～8

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

【貸借対照表に関する注記】

有形固定資産の減価償却累計額

22,141千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普 通 株 式	1,394,200	4,608,600	－	6,002,800
合 計	1,394,200	4,608,600	－	6,002,800

(注) 1. 普通株式の増加は、次のとおりであります。

株式分割による増加 4,182,600株

新株予約権の権利行使による増加 426,000株

2. 2020年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。

2. 自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普 通 株 式	129	24,831	－	24,960
合 計	129	24,831	－	24,960

(注) 1. 自己株式の増加は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 111株

株式分割による増加 720株

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加 24,000株

2. 2020年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年9月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	89,667千円	15円	2020年 6月30日	2020年 9月28日

4. 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式数（株）			
	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普 通 株 式	106,500	319,500	426,000	－
合 計	106,500	319,500	426,000	－

（注）1. 新株予約権の増加及び減少は、次のとおりであります。

株式分割による増加 319,500株

権利行使による減少 426,000株

2. 2020年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額 2,190千円

未払事業税 5,197

貸倒引当金 3,837

未払社会保険料 2,936

賞与引当金 4,851

その他有価証券評価差額金 698

投資有価証券評価損 14,773

その他 6,312

繰延税金資産小計 40,797

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △25,462

評価性引当額小計 △25,462

繰延税金資産合計 15,334

繰延税金負債

繰延税金負債合計 －

繰延税金資産の純額 15,334

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は全く利用しておりません。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、その他有価証券であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金、運転資金を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,300,872	1,300,872	—
(2) 売掛金	3,629,445	3,629,445	—
(3) 投資有価証券	9,476	9,476	—
資産計	4,939,794	4,939,794	—
(1) 買掛金	(2,747,442)	(2,747,442)	—
(2) 未払法人税等	(303,616)	(303,616)	—
(3) 短期借入金	(433,000)	(433,000)	—
(4) 社債	(100,000)	(100,000)	(0)
(5) 長期借入金	(1,061,562)	(1,062,090)	(528)
負債計	(4,645,620)	(4,646,149)	(529)

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり、時価については取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、(5) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、上記表には1年以内に返済予定のものを含んでおります。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	5,000
敷金及び保証金	640,100
合計	645,100

(注) 1. 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

2. 敷金及び保証金のうち、償還時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「2. 金融商品の時価等に関する事項」には記載しておりません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 208円57銭

1株当たり当期純利益 117円97銭

(注) 2020年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。

【重要な後発事象に関する注記】

1. 第三者割当による新株予約権の発行について

当社は、2020年8月11日開催の取締役会において、第三者割当による第7回新株予約権の発行を決議いたしました。

なお、新株予約権の内容については、以下のとおりであります。

(1) 株式会社ホープ第7回新株予約権

① 新株予約権の割当日

2020年9月2日

② 発行する新株予約権の総数

4,000個

③ 新株予約権の発行価格

1個当たり1,122円（総額4,488,000円）

当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2020年8月17日又は2020年8月18日のいずれかの日（以下「条件決定日」といいます。）において、上記発行価格の決定に際して用いられた方法と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とします。発行価格の総額は、本新株予約権1個当たりの発行価額に、本新株予約権の総数4,000個を乗じた金額となります。

④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式400,000株

⑤ 資金調達の額（差引手取概算額）

1,689,488,000円

（内訳）

本新株予約権の発行による調達額	4,488,000円
新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額	1,694,000,000円
発行諸費用の概算額	9,000,000円
差引手取概算額	1,689,488,000円

⑥ 行使価額及び行使価額の修正条件

当初4,235円

当初の行使価額は、条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」といいます。）と発行決議日の直前取引日の東証終値（4,235円）のいずれか高い方の金額とします。

行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の92％に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。

⑦ 募集又は割当方法（割当予定先）

みずほ証券株式会社に対する第三者割当方式

⑧ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨ 新株予約権の行使期間

2020年9月3日から2022年9月2日まで

⑩資金の使途

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
① エネルギー事業の運転資金（電力調達）	1,189,488	2020年9月～2021年6月
② エネルギー事業における差入保証金	500,000	2020年9月～2022年3月
合計	1,689,488	－

⑪その他

当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生後に、本新株予約権に係る第三者割当て契約（以下「本割当契約」）を締結する予定です。本割当契約において、①割当予定先は、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可に示された60取引日を超えない特定の期間において、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できること、及び②割当予定先は、本新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に譲渡することができないこと等が定められています。

2. 有償ストック・オプション（新株予約権）の発行について

当社は、2020年8月11日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員に対し、「株式会社ホープ 第8回新株予約権」を発行することを決議いたしました。

なお、新株予約権の内容については、以下のとおりであります。

(1)株式会社ホープ 第8回新株予約権

① 新株予約権の割当日

2020年9月2日

② 発行する新株予約権の総数

600個（新株予約権1個につき100株）

③ 新株予約権の発行価格

1個当たり1,780円（総額1,068,000円）

当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2020年8月17日又は2020年8月18日のいずれかの日（以下「条件決定日」といいます。）において、上記発行価格の決定に際して用いられた方法と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とします。発行価格の総額は、本新株予約権1個当たりの発行価額に、本新株予約権の総数600個を乗じた金額となります。

④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式60,000株

⑤ 新株予約権の行使時の払込金額

1株当たり4,235円

当初の行使価額は、条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」といいます。）と発行決議日の直前取引日の東証終値（4,235円）のいずれか高い方の金額とします。

⑥ 新株予約権の行使期間

2021年10月1日から2025年9月30日まで

⑦ 新株予約権行使の条件

イ 新株予約権者は、当社の2021年6月期乃至2023年6月期に係る有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成しない場合は、損益計算書とする。）における営業利益に新株予約権に関連する株式報酬費用の金額を加算した金額（以下、「基準営業利益」という。国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。以下同じ。）の水準が下記に掲げる各金額以上となった場合、当該各年度の有価証券報告書の提出日以降において行使可能な新株予約権の個数は、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ下記に定める割合までとし、行使する新株予約権の通算個数が以下に定める個数を超える場合又は基準営業利益が以下に定める水準に満たない場合には行使できないものとする。

α 2021年6月期の基準営業利益が15億円以上の場合：割当個数の25%

β 2022年6月期の基準営業利益が20億円以上の場合：割当個数の50%

γ 2023年6月期の基準営業利益が33億円以上の場合：割当個数の100%

ロ 新株予約権者は、上記イの条件に関わらず、2021年6月期の基準営業利益が20億円以上となった場合に、当該有価証券報告書の提出日以降全ての新株予約権を行使することができるものとする。

ハ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月14日

株式会社ホープ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西 元 浩 文 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 高 尾 圭 輔 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ホープの2019年7月1日から2020年6月30日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人・有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月18日

株 式 会 社 ホ ー プ 監 査 役 会

常勤監査役（社外監査役） 松 山 孝 明 ㊞

監 査 役 （ 社 外 監 査 役 ） 河 上 康 洋 ㊞

監 査 役 （ 社 外 監 査 役 ） 徳 臣 啓 至 ㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は2020年2月6日で創業15周年を迎えることができました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位の長年にわたるご支援の賜物と心より深く感謝しております。

つきましては、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するとともに、当期の期末配当にて、1株当たり15円の創業15周年記念配当を実施することといたしました。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金15円（うち、創業15周年記念配当15円）

配当総額 89,667,600円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年9月28日

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役6名の内2名（取締役田口一成氏及び納富貞嘉氏）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 （株）
あらい ゆうすけ 新井 悠介 (1978年7月14日生)	2001年 4 月 旭日電気工業(株) 入社 2002年 2 月 (株)カードコマースサービス(現 GMOペイメントゲートウェイ (株)) 入社 2005年 5 月 イプシロン(株)(現GMOイプシロ ン(株)) 取締役 2006年 1 月 イプシロン(株)(現GMOイプシロ ン(株)) 代表取締役社長 2014年 12 月 GMOペイメントゲートウェイ(株) 取締役 2019年 12 月 (株)スケール 代表取締役社長（現 任） 2020年 3 月 (株)ギブリー 社外取締役（現任） 2020年 8 月 (株)USA不動産投資 社外取締役 （現任） (重要な兼職の状況) 株式会社スケール 代表取締役社長	—

- (注) 1. 新井悠介氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 新井悠介氏は、社外取締役候補者であります。
4. 新井悠介氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、上場会社グループの経営者として幅広い経験と見識を有しており、また、現在当社は、自治体を軸とした多角的展開を目論む中、事業の収益性の維持・改善とさらなる向上が重要な課題となっており、同氏の見識はそれらをはじめとする経営基盤の強化に貢献いただけるものと考えているからであります。
5. 当社は、新井悠介氏の選任をご承認いただいた場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。
6. 当社は、新井悠介氏の選任をご承認いただいた場合には、同氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

第3号議案 取締役報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2015年9月28日開催の第22回定時株主総会において、年額100百万円以内とご承認いただき今日に至っております。

前回ご承認をいただいてから、当社の業績が進展したことや、経営環境の変化に伴い取締役の責務が増大したこと等諸般の事情を考慮して、賞与を含めた報酬として、取締役の報酬額を年額200百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）に改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

以上

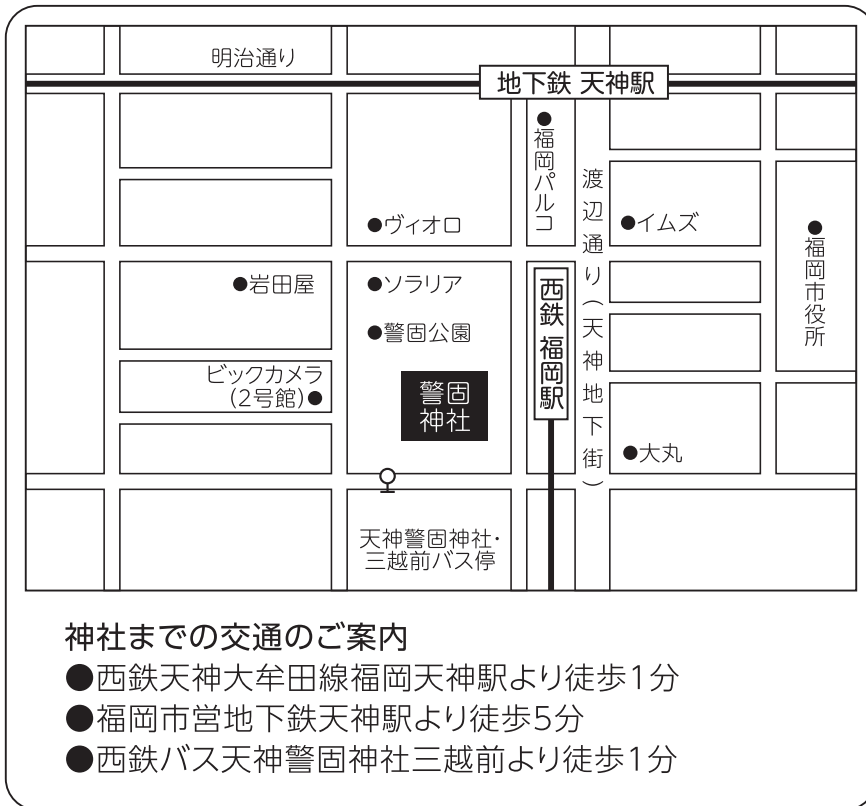
定時株主総会会場ご案内図

住 所 福岡県福岡市中央区天神2丁目2-20

会場名 警固神社 神徳殿

1階 貴徳・東遊

電話 (092) 771-8551



《注意事項》
開催場所が昨年と異なりますので、間違いのないようご注意ください。
株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。